

電動キックボードは 遊具じゃなくて車両です。

(多くの場合は原動機付自転車になります。)

公道を走行する場合には守らなければならないことがあるんだ。



必要な装置を備えないと公道を 走行できません！

原動機付自転車の場合は、前照灯、後部反射器、警音器、後写鏡等の装置が必要だよ！

※詳しくは、県警ウェブサイトへ



必要な手続きをしましょう！

- ・自動車損害賠償責任保険や自動車損害賠償責任共済に加入しないと駄目だよ！
- ・標識（ナンバープレート）を付けないと駄目だよ！



交通ルールを守りましょう！

- ・運転免許がないと運転できないよ！
- ・歩道は通行禁止だよ！
- ・事故を起こしたら負傷者の救護や警察官への報告などをしないと駄目だよ！



茨城県警察

詳しくは、
県警ウェブサイトへ

